

豊中市公共施設等総合管理計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 豊中市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）に基づいた公共施設等のマネジメントを推進するため、「豊中市公共施設等総合管理計画推進会議」（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合管理計画の進行管理に関すること
- (2) 総合管理計画の見直しに関すること
- (3) その他、総合管理計画に基づく公共施設等マネジメントの推進に必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長及び副委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。この場合において委員長となる者は、財務部担当の副市長とする。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会の事務を総理し、推進会議を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、委員長が必要と認めたときに招集する。

(作業部会)

第6条 推進会議に必要な調査及び検討を行わせるため、必要に応じ、作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会の部会員は、委員長、副委員長及び委員の推薦を受けた者並びに関係部課の所属長の推薦を受けた者の中から、委員長が定める。

(関係者の出席等)

第7条 推進会議は、所掌事務の調査等のため必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進会議及び作業部会（以下「委員会等」という。）の庶務は、財務

部資産管理課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議等の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年6月15日から施行する。
- 2 豊中市公共施設等総合管理計画検討会議設置要綱は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1

総務部長
都市経営部長
都市活力部長
環境部長
財務部長
市民協働部長
福祉部長
健康医療部長
こども未来部長
都市計画推進部長
都市基盤部長
市立豊中病院事務局長
上下水道局経営部長
消防局長
教育委員会事務局長
教育委員会事務局教育政策監